

平成 2 0 年 9 月 4 日 (木曜日) 第 3 回定例会

出席議員 ( 1 8 名 )

1 番	伊 藤 忠 男	議員	2 番	石 山 忠	議員
3 番	辻 登 代 子	議員	4 番	工 藤 吉 雄	議員
5 番	杉 沼 孝 司	議員	6 番	國 井 輝 明	議員
7 番	木 村 寿 太 郎	議員	8 番	鴨 田 俊 廣	議員
9 番	佐 藤 毅	議員	1 0 番	柏 倉 信 一	議員
1 1 番	鈴 木 賢 也	議員	1 2 番	松 田 孝	議員
1 3 番	新 宮 征 一	議員	1 4 番	高 橋 勝 文	議員
1 5 番	佐 藤 暘 子	議員	1 6 番	川 越 孝 男	議員
1 7 番	那 須 稔	議員	1 8 番	石 川 忠 義	議員

欠席議員 ( なし )

説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 誠 六 市 長	荒 木 恒 副 市 長
大 沼 保 義 教 育 委 員 長	片 桐 久 之 選 挙 管 理 委 員 会 長
芳 賀 靖 夫 農 業 委 員 会 会 長	那 須 義 行 総 務 課 長 ( 併 選 挙 管 理 委 員 会 長 )
菅 野 英 行 総 合 政 策 課 長	丹 野 敏 晴 総 務 局 長
奥 山 健 一 総 合 政 策 課 行 財 政 改 革 推 進 室 長	尾 形 清 一 総 合 政 策 課 企 業 立 地 推 進 室 長
熊 谷 英 昭 税 務 課 長	安 彦 浩 市 民 生 活 課 長
柏 倉 隆 夫 建 設 課 長	犬 飼 弘 一 建 設 課 長
山 田 敏 彦 花 緑 世 せ ら ぎ 推 進 課 長	佐 藤 昭 下 水 道 課 長
安 孫 子 政 一 農 林 課 長	犬 飼 一 好 商 工 観 光 課 長
秋 場 元 健 康 福 祉 課 長	鈴 木 英 雄 会 計 管 理 者 長 ( 兼 ) 会 計 課 長
那 須 勝 一 水 道 事 業 所 長	今 野 要 一 病 院 事 務 長
芳 賀 友 幸 教 育 長	兼 子 善 男 学 校 教 育 課 長
高 橋 利 昌 学 校 教 育 課 長	工 藤 恒 雄 生 涯 学 習 課 長
片 桐 久 志 監 査 委 員 長	兼 子 良 一 入 振 監 査 委 員 長
清 野 健 農 業 委 員 会 長	兼 子 良 一 事 務 局 長

事務局職員出席者

鹿 間 康 事 務 局 長	荒 木 信 行 局 長 補 佐
渡 辺 秀 行 総 務 主 査	大 沼 秀 彦 議 事 主 査

平成 20 年 9 月 第 3 回 定例会

議事日程第 2 号

平成 2 0 年 9 月 4 日 (木曜日)

第 3 回 定例会

午前 9 時 3 0 分開議

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 2 号に同じ

## 再 開 午前 9 時 3 0 分

○伊藤忠男議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第 2 号によって進めてまいります。

なお、報道関係者より写真撮影等の申し出があり、本日開催した議会運営委員会の決定を踏まえ、議会傍聴規則第 9 条の規定により、議長において特に本日に限り、これを許可しておりますことを申し添えます。

## 一 般 質 問

○伊藤忠男議長 日程第 1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は、一議員につき答弁時間を含め 60 分以内とし、質問回数は 4 回までとなっておりますので、質問者は要領よく、かつ有効に進行されますよう御協力願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されますよう要望いたします。

## 一般質問通告書

平成 20 年 9 月 4 日 (木)

(第 3 回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1	次期市長選について	これまで市長は次の市長選への対応について明言を避けてきましたが、時期的にみてもここで出处進退について伺いたい	13 番 新 宮 征 一	市 長
2	新学習指導要領の改訂について	新学習指導要領の改訂に伴い、教育委員会の取り組みと対応について	6 番 國 井 輝 明	教育委員長
3	学校耐震化の現状について	最近大きな地震が多発していて震災が身近に感じられている。そのため、特に小中学校の耐震化が急がれている。その現状について伺いたい	8 番 嶋 田 俊 廣	教育委員長
4	市立病院経営について	①年度内に公立病院改革プランを策定しなければならない状況の中での進捗状況について	14 番 高 橋 勝 文	市 長
5	農業における産廃物対策と有効利用について	②市立病院の経営現状について 農業用使用済みプラスチックのリサイクルについて		市 長
6	雇用促進住宅廃止問題について	①国の雇用促進住宅廃止の意向を寒河江市はどう考えるか	15 番 佐 藤 暘 子	市 長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
7	市税等収納率向上と市民生活安定化への取り組みについて	②入居者に対する説明や対応はどうなっているのか ③入居者の住居の確保や生活環境維持のために行政として支援すべきと思うがどうか ①市税等収納率の低下は市民の経済状態悪化に深くかかわっていると思うがどうか ②国をあげて多重債務対策が求められているが、寒河江市の取り組みはどうか		市長

## 新宮征一議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号 1 番について、13番新宮征一議員。

〔 13 番 新宮征一議員 登壇 〕

新宮征一議員 おはようございます。

通告番号 1 番について質問をいたします。

このところ市民の間では、来年 1 月 19 日に任期満了を迎え、12 月に予定されている次期市長選についての話題が持ち切りになっていることは御承知のとおりであります。

そのような中、過般の新聞報道によれば、佐藤市長は今限りで勇退する意向を固め一部関係者に伝えたと報道されましたが、私は今回、議会の立場から緑政会の代表として、改めて市長の御所見をお伺いするものであります。

さて、佐藤市長は昭和 60 年 1 月寒河江市長に就任されて以来、6 期 24 年間の任期満了を迎えようとしております。この間、佐藤市長は山形県市長会会長、全国道の駅連絡会会長などを初めとする多くの要職を歴任されました。温厚誠実、清潔な資質と高邁な政治信念をもって、そのリーダーシップを遺憾なく発揮され、これらの要職を全うされましたことは、私たち市民にとっては大きな誇りであります。

市政におきましては、就任翌々年の昭和 62 年に 21 世紀を展望し、「情報に強いカラフルな都市・寒河江」をキャッチフレーズに新第 3 次寒河江市振興計画を策定され、数々の事業が展開されました。中でも、さくらんぼにこだわったまちづくりを強力に推進し、さくらんぼのテーマパークであるチェリーランドの整備、さらには本市特産のさくらんぼと観光を結びつけての観光農業を提唱するなど、名実ともに日本一さくらんぼの里として、その名声を確固たるものとし、はえある宮崎賞や自治大臣表彰を受賞されましたことは、本市発展の大きな礎となっております。

そして平成 8 年には、「花と緑・せせらぎで彩るまち寒河江」をキャッチフレーズとした第 4 次寒河江市振興計画を策定、市民参加による花回廊フラワーロードの整備や、平成 14 年に開催された全国都市緑化フェアが多くの来場者に大きな感動を与え大成功をおさめたことを契機に、今なお連続開催しているシンボルイベント「花咲かフェア IN さがえ」は私たち市民はもとより、本市を訪れる多くの方々の心に潤いと安らぎを与えてくれています。

また、ここでどうしても特筆すべきことは、用地買収などの準備を経て、平成 12 年に着手した駅前中心市街地整備事業であります。特にこの事業では、JR 左沢線の姥石踏切の移設工事に伴う寒河江駅舎の移転は最大の懸案でありました。全国的にも例を見ないと言われるほどの大事業だっただけに、JR 側との交渉では多くの難問があったと伺っておりますが、これら幾多のハードルをクリアされ実現されたことは、本市の長い歴史に画期的な記録が刻み込まれたものと思います。これこそが、まちづくりにかける佐藤市長の熱い思いと揺るぎない政治信条が結実したものであり、高く評価されるべきと思います。その他、道路網や下水道整備、土地区画整理事業などによる生活環境の整備、さらには保健、医療、教育、農業、商工業などあらゆる行政分野において残された実績は拾い上げれば数え切れません。

こうした佐藤市長の数々の功績と政治手腕は我々市民にとって最も頼りにするところであります。そして現在は厳しい財政事情の中での行財政改革への積極的な取り組みや、「より美しく、より豊かに、より元気に」をモットーとした「歴史と文化の織りなす気品ただよう美しい都市・寒河江」を将来都市

像とした第5次寒河江市振興計画も道半ばであります。このような諸般の情勢にかんがみ、佐藤市長にかける市民の期待も極めて大きいものがあるかと思われませんが、次期市長選に向けて、佐藤市長の御所見を改めて伺いいたしまして、第1問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

私は、次の市長選挙には立候補しないことを決意いたしました。この決意に至るまでの理由と、そして現在の心境について申し上げたいと思います。

禅の言葉に「味残夢」というのがあります。私はこれまで寒河江市のまちづくりのため幾多の夢を描き、その実現に向けて一意専心努めてきたと自覚しております。これからの人生、残されたせめてもの人生の中に、自分の夢を味わってみたいと思っております。

また、満年齢で喜寿を過ぎております。明けて来年の任期満了時には数えて80歳を迎えることとなります。大きな区切りと考えております。市長就任時は昭和の年代、現在は平成に入って既に20年となりました。昭和、平成をつないで21世紀のまちづくりに携わり、少なくとも21世紀を展望した本市の基盤づくりに一役を果たしたと思えば、一つの区切りをここに画していいのではないかと思ったところであります。

就任早々、新第3次振興計画を策定、「情報に強いカラフルな都市」を掲げてスタートし、日本一のさくらんぼの里づくりに挑戦し、その夢を実現させ、全国的にその情報を発信することができました。

次なる第4次振興計画においては、「美しい交流拠点都市寒河江」の実現に向け、花と緑・せせらぎに彩るまちづくりに努力してまいりました。まち中が花いっぱい飾られ、花咲かフェアは本市のシンボルイベントとして県内外の観客を迎え、さくらんぼと一体となったその魅力はあらゆる面に莫大な波及効果を発揮しております。交通の要所としての条件を十二分に生かした道路網、都市整備、特に駅前のまちづくり、そして工業団地の整備、企業誘致により農工一体のまちとして、県内の中核都市としての基盤は築き上げられたものと思っております。

本市は大きな変化を遂げました。若い汗を流して本市の元気を爆発させる神輿の祭典にしても、品格を備えた美しいまちにしましても、市民挙げての協働奉仕の精神、グラウンドワーク活動に負うものであります。まちづくりに積極的に参加してくださる市民の意識活動には心から感謝しております。

平成18年にスタートした第5次振興計画は、「歴史と文化の織りなす気品ただよう美しい都市」を掲げております。「より美しく、より豊かに、より元気に」をモットーとしてことしで3年目を迎えており、ふるさと回帰事業を初め、着々と諸施策の中に花を咲かせております。

まちづくりは永遠に続くものであります。「一山行尽一山青」という、これも禅語であります。市長としてこれまで幾つかの山を越えてきました。一山越えれば、また先に青い美しい山が見えてきます。まちづくりは永遠に続きます。私が市長として携わった24年間は、長い歴史から見ればフィルムの中の1コマであります。三つの振興計画の実現を市民の皆さんと一緒に歩み、1本につなげる夢を追って、将来に残るであろう幾つかのこまを刻むことができたことに改めて感謝申し上げ、満足しております。

私は、残された人生において、私の青い山が前面にそびえております。私は、私なりにその山に向かって一步一步汗を流して進んでまいりたいと思っております。当然のことながら、私の任期は明年1月19日まで4カ月残されております。それまでは市長の職責に全力をあげて遂行してまいりますので、な

にとぞよろしくお願ひ申しあげます。

最後につたないのでありますが、短歌3首を読みあげて答弁の締めくくりとさせていただきます。

さくらんぼ 花にこだわるまちづくり 見果てぬ夢に喜寿となりぬる

喜寿越えて なお消えやらぬまちづくり 炎は胸に夢ははてなく

たどり来し 廿と四とせのまちづくり 捧げしまちは今盛りなり

私たちのまち寒河江にささげた天寿をたもうたこと、謹んで感謝申しあげます。ありがとうございました。

以上です。

伊藤忠男議長 新宮議員。

○新宮征一議員 ただいまは御答弁をいただきましてありがとうございます。

本当に今いろんな思いを込めながら、佐藤市長はこの公の場で正式に引退を表明なされました。私も今2問に入っているわけでありましてけれども、どのような言葉で表現したらいいものやら迷っているのが事実でございます。

私と市長の出会いは、平成7年の市議会議員の選挙において、私が初当選して以来、約13年の間でございましたが、佐藤市長からは常々いろいろと御指導を賜りまして、今日まで私も議員活動を続けておられることが佐藤市長のおかげだと改めて心から感謝を申しあげ、敬意を表する次第でございます。

先ほどもありましたように、市長はまだ残された期間が4カ月あるわけですがけれども、本当にこれからの4カ月間は、まずは健康に留意され余り無理をなさらないで、この市長としての職責を全うしていただきたいというのが本当の気持ちでございます。先ほどもありましたように、佐藤市長は昭和60年以来、4分の1世紀近い、いわゆるこの24年間というのは全く市民のためにすべてをささげてこられました。

しかしこれからは、おやめになった後は、先ほど市長の言葉にありましたけれども、大きな山に向かって、今度は公人としてではなく、私人として家庭の中に浸っていただき、残された人生を家族とともに悠々自適に生活していただきたいというのが、我々4万4,000寒河江市民の共通の願いであると信じております。残された期間、まだまだございますけれども、これからいろいろまた接する機会があるかと思いますが、何回も申しあげますが、とにかく健康に留意されて御活躍賜りますようお願い申しあげますとともに、おやめになった後もこれまでの経験を生かされて、大先輩として我々後輩にいろんな面で御指導を賜りますよう、改めてお願いを申しあげまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 1問に申しあげましたけれども、皆さんからは大変お世話になりました。厚く御礼申しあげたいと思っております。

まあ、よく私も走ってきたもんだなとつくづく思っております。残り100メートルの直線コースを力を落とさないで、元気にまだ走っていきたいと、このような気持ちでおります。本当に議員の皆様から長い間お世話になったこと、そしてまた一緒にまちづくりをさせていただいたことに対しまして、本当に楽しい思い出に私は今浸っておるところでございます。

新宮議員から健康でとおっしゃられましたけれども、私のみならず、皆さんの方こそ本当に健康で頑張っていたきたいと、このように思っておるところでございます。

よろしくお願いいたします。ありがとうございます。(拍手)

伊藤忠男議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午前9時55分といたします。

休 憩 午前9時51分

再 開 午前9時55分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



## 國井輝明議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号 2 番について、6 番國井輝明議員。

〔 6 番 國井輝明議員 登壇 〕

國井輝明議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として市民を代表し、通告している課題について質問させていただきます。

通告番号 2 番、新学習指導要領の改訂について、新要領の改訂に伴い、教育委員会の取り組みと対応について質問させていただきます。

学習指導要領とは、小・中・高のカリキュラムの基準であり、教科の授業時間数や学習内容を定めたものです。これまでほぼ10年ごとに改訂され、国公立、すべてに適用されております。現行の指導要領は98年に改訂されたもので、ゆとり教育を強調し、学習内容が約3割削減され、総合学習が導入されておりましたが、新要領では学習内容や授業時間の増加など、脱ゆとり色が大変強くなっております。

この新要領の改訂については、私が3月定例議会の一般質問で取り上げ質問させていただき、教育委員会の考え方を伺ったわけですが、翌月4月の新聞報道で、来年度から小学校の算数と理科の授業時間を16%ずつふやすなど、小・中学校の新学習指導要領完全実施に向けた移行措置案を公表したとの記事を目にいたしました。

また、このたびの新要領の特徴として、移行措置中に学習内容だけでなく、授業時間までふやすのは初めてということです。記事によりますと、小学校の6年間で算数は142時間、理科については55時間ふやし、総合学習は減らすとのこと。算数は各学年20から25時間、3から6年生の理科の授業時間は10から20時間の増とのこと。また、1、2年生は体育も新指導要領にあわせて12から15時間ふやすとのこと。

そうしますと、各学年の総授業時間は週1時間、年間34から35時間ふえ、6年間合計では現行の5,367時間が5,576時間となり209時間もふえることとなります。このことで1、2年生は5時間授業の日がふえ、3年生以上では6時間授業の日がふえると見られております。中学について数学は来年度からの2年間で22%、70時間、理科は3年間で33%、95時間ふやすことで新要領が定める時間数に達することになりますが、総合学習や選択教科を減らすため、移行段階では総授業時間は現行と変わらないようです。

つい先日、地区住民と小学校の先生方との懇談会に参加させていただきました。そしていろいろな意見を交換させていただく機会をいただきました。私も幾つか質問させていただきましたが、その中で新要領についても意見交換させていただきました。私も少し驚いた答えとして、8月上旬時点で新要領に対応すべく、先生方の研修などまだ行われていないばかりか、新要領がどのようなものか理解していない先生もおり、教育委員会や各学校長クラスしか理解していないのではと心配しているところでありました。

またこうした中、市内の小学校でもさまざまな問題も起こっているようです。一例を挙げさせていただきますと、小学校の低学年では、授業に集中できず教室を走り回る児童が多く、担任の先生も対応しきれず児童の親から席の隣に座ってもらい授業を進めているというのです。さすがに高学年ではこのようなことはないようですが、こうした現状で、授業時間や学習内容を新要領に基づき実施した場合影響

は出ないのかということや、来年度から授業時間をふやすことにより学力に差は出てこないのかということ、またそのような事態が起きた場合、どう対応するかということです。

これまで述べさせていただいたように、現在でも授業についていけない児童がおり、新しい要領になればどうなるのか不安を抱いている保護者もおり、教育委員会としての対応をお尋ねいたします。また、来年度から実施されると聞いておりますが、教育委員会として要領に対してどう考えているのか。新学習指導要領に対する今後の取り組みと、各学校での対応策を考えているのかも含め、保護者に対する理解を深めるための手段、方法をどのように考え、本市の教育をどういった方向に持っていくのか、教育委員会の所見をお伺いし、私の第1問とさせていただきます。

伊藤忠男議長 大沼教育委員長。

〔大沼保義教育委員長 登壇〕

大沼保義教育委員長 おはようございます。

お答えいたします。

新学習指導要領の改訂に伴う教育委員会の取り組みと対応ということでございます。

学習指導要領とは、全国的に一定の教育水準を確保するため、各学校が編成する教育課程の基準として国が定めているものであります。これまで学習指導要領は時代や社会の変化に対応し、おおむね10年に一度改訂されております。

本年1月17日に中央教育審議会において、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」という答申が取りまとめられ、新しい学習指導要領の改訂の具体的な方向性が示されました。これを受けまして、文部科学省では学習指導要領等の改訂作業を進め、本年2月に改訂案を公表し1カ月間意見募集を実施した後、本年3月28日に幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領の全部を改正する告示等を公示いたしました。小学校学習指導要領は平成23年度より、中学校学習指導要領は平成24年度より実施され、そのための移行措置が来年21年度よりスタートいたします。このため、今年度はこの新学習指導要領の周知方に重点をおいた年と位置づけられております。

そもそも学力とは基礎的、基本的な知識や技能のもとに、旺盛な学習意欲に支えられながら課題を探求する中で思考力や判断力、表現力などを伸長することができるものと考えております。このことから、このたびの学習指導要領でも基礎的、基本的な知識や技能の確実な定着と学習意欲を高める取り組みが強調されていると同時に、現行指導要領で求められている「生きる力」の養成が踏襲されております。

一方、OECD、経済協力開発機構であります。OECDで実施しているPISAの学力検査に代表される国際的学力検査の結果や、日々話題になる今日的な社会問題、さらには一層深まる子供たちの体力低下や加速的に進行する国際化など、そうした課題にこたえる形で言語活動の充実、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、道徳教育の充実、体験活動の充実、外国語教育の充実等々が求められているものと考えております。

こうした新しい学習指導要領への理解を深めるため、これまで文部科学省で作成した教職員向けのパンフレットや保護者向けのパンフレットを各学校へ配付し、周知徹底を図ってきたところであります。また先般、全教職員に対しまして、新学習指導要領及び移行措置の内容の説明書を配付いたしました。各学校ではこの内容について読み合わせを行い、内容の共通理解を図る取り組みを行っております。

さらに、市の教育研究所の課題研究部会においては、新学習指導要領の実施に向けた課題を明らかにし、その解決に向けた研究と実践への取り組みを既にスタートさせております。また、夏休み中の教員研修においても、新学習指導要領への理解も加味した研修を実施したところであります。これらの取り組みを通しまして、新学習指導要領への理解を十分に図っているところであります。

このたびの新学習指導要領においては、御質問の中にもありましたように、授業時数の増加や指導内容の組みかえがなされております。授業時数の増加に伴いまして、原則的に1週間当たりの総時数で1時間増となります。学校現場では、既に前もって答申された中教審の内容を受けまして授業時数の増加に備え、授業日数の増加や週日課表の工夫などにより、できるだけ帰宅時刻が遅くならないよう工夫を、現在模索をしているということでもあります。

また、理解に時間がかかる児童生徒への配慮といたしまして、学習内容を理解するための十分な時間を確保するために、学習指導要領で定めた標準時数に上乘せをして教育課程の編成に心がけております。こうした取り組みの中で、無理なく新しい体制へ移行できるように準備を進めているというところであります。

また御質問の中にもありました、多動な子供を初めとする特別支援の必要な児童生徒に対しましては、学習生活指導補助員や特別支援指導補助員を配置し、学習成果の向上を図っているところであります。今後とも指導補助員の配置を継続し指導の充実を図ってまいりたいと思っております。

来年からの移行措置の中で、今一番の課題ととらえていることは、小学校に新たに出てくる5、6年生を対象とする外国語活動、平たく言うならば、英語学習活動への対応であります。英語指導はあくまでも中学校以降であり、小学校での学習活動は中学校以降の英語指導を支える意欲を高めるものという位置づけではありますが、年間35時間の指導内容を確立していかなければなりません。

先日、市内小中学校の国際理解教育担当の先生方に現在の英語学習活動状況の情報交換をしていただきました。今後どのような内容の英語学習活動を目指していくかも加味して、検討を継続していく予定であります。楽しく充実した学習が展開されるように、本市で抱えるALT、英語指導助手であります。このALTの一層の活用とともに、本市に根ざした教材などの開発をもとにした英語学習活動の研究を深めてまいりたいと、そのように考えております。

また中学校では、基礎教科の時数増加に伴いまして選択教科がなくなったり、総合的な学習の時間の削減が図られます。各中学校とも連携をとりながら、混乱なく適切で充実した教育課程の編成を推進してまいりたいと思っております。

保護者への説明につきましては、先ほども申しあげましたように、パンフレットにより周知を図っているところでありますが、各学校では新学習指導要領に対応したそれぞれの教育課程を編成し、充実した学習活動を展開していく際、あらゆる機会をとらえて校長の学校経営方針、経営への思い、新しい取り組みなどについて説明を行って、保護者や地域の方々より一層の御理解をいただきながら教育実践に当たってまいります。

本市の教育振興計画を策定して3年目に入っておりますが、現在この計画にのっとり寒河江市の教育を推進しております。学校教育では、次代を担う児童生徒の生涯にわたる学習の基盤づくりとして、「知・徳・体が調和し、人・自然・社会・文化と積極的にかかわりながら主体的に生きる力を育成していくことが重要である」と考えております。

そのために重点として、一つには地域に開かれた学校づくりの推進、二つ目には児童生徒が人・自

然・社会・文化とのかかわりの中から自己有用感をはぐくむ、三つには他を思いやる優しい心を育てる、四つ目には命の尊さや生き方を学ぶいのちの教育を推進していくと、この4点の取り組みを通しましてさらなる確かな学力の向上を目指して、新しい学習指導要領の理念を踏まえた学習の一層の充実を図ってまいりたい、このように考えております。

どうぞよろしく申し上げます。

伊藤忠男議長 國井議員。

國井輝明議員 御答弁、まことにありがとうございました。

教育委員会としての御所見をいただいたわけですが、いろいろと教育現場では問題も多く、大変な作業がこれから進められるんだらうというふうに思っておりますが、さきにお答えいただきました、現在でも授業についていけない児童に対しては、いろいろ時間をとって指導して下さるといことですが、ふとちょっと思うのですが、来年度から授業時間がふえ、またそのように時間をふやすことでその児童に対して少しでも負担がかからないのかなと、その辺も配慮されて少し理解をきちんとしていただくように御指導いただきたいものだなというふう感じたところでございました。

また、新要領に対して一番大きい改訂の内容として言われているのが、やはり小学校高学年時での語学、英語の授業が35時間ふえ、指導していくということですが、その内容にして今後中学校、高校に進んでから英語に対しての学習意欲を持たせるための授業をされるということですが、私の個人的な考えですが、私も個人的に自分の子供を英語教室に通わせておりますが、小学校という時期、また中学校もそうでしょうけれども、なかなかいろんな親、また他人を見て成長している過程であります。また勉強というよりは大変遊び盛りの年代でもありますので、少しその内容にもゆとりを持って、少しゲーム感覚といいますか、楽しい英語指導をお願いしたいものだなというふうに思います。ただ、そんなことを言っているばかりではないんですが、小学校、中学校という時期は基礎教育として大変重要な時期であると私は認識しております。

前の3月の定例議会でも、家庭内での教育が「しつけ」ということで大変重要な位置づけを持っているということで、最後に述べさせていただいていた保護者に対する理解を深めるためパンフレットを配ってされると、周知していくということで教師もそうなんだろうが、正直大変きつい言葉を申しあげると思いますが、パンフレットを配付しただけでは理解というものはなかなか得られないのかなというふうに思っております。今でも学校の先生方も家庭訪問等をしていると思っておりますが、そういったときにもそういった内容、理解を深めていただくように、また学校の教師、地域の人との懇談の場を多く設けることで少し理解を深め、寒河江市の独自色といいますか、寒河江市の学力を伸ばすといいますか、教育を向上させるための意見交換の場を設けさせていただければなというふうに思っております。

そこで、ちょっと2問目の質問にさせていただきたいんですが、お答えいただける範囲で結構でございます。現在、この前9月1日の新聞報道で全国の学力テストの結果が出たということで、1問目で質問させていただきましたが、県内の結果は出ておりますが、本市では現在どれぐらいの学力になっているのかなと。また、その判断基準として取り組んでいるもの、全国の学力テストだけかわかりませんが、ほかに取り組んでいるようなものがあればお聞きをしたいと思います。

また、来年度より新要領でスタートし、授業日数がふえるわけですが、その次の年、新要領をスタートさせた次の年にどれほどの学力が身についているか、その成果がどれぐらいあらわれているかという判断をされる取り組みなどはどのような方法を考えているのかお尋ねいたします。



は、例えば掃除の時間とかさまざまな時間、学習以外の時間というのがあるんですが、こちらの部分を上手に詰めながら、帰宅時刻等が遅くならないような工夫というものをいろいろ模索をしているところでございます。あるいは指導補助員の答弁もさせていただきましたけれども、個別指導というものを十分に充実することによりまして、一人一人の子供たちの学びというものを確保してあげるというようなことで現在対応させていただいております。

また、英語学習活動につきましては委員長からもありましたように、小学校の学習につきましては、英語指導ではないという位置づけが文部科学省から出されております。つまり文法指導とか発音指導をその中で行うものではないと。あくまでも子供たちが意欲を持って外国語に接する気持ちを高めて、そして中学校へ送ってやるというようなことが大きなウエートを占めているところでございます。したがって、寒河江市としましては、文部科学省が今作成をしております「英語ノート」というものを活用はいたしますが、なお子供たちの興味関心を引くためには、寒河江らしさ、地域教材を開発していく必要があるのではないかという観点のもとに、現在研究を進めているところでございます。あわせてそういった意味では、本市のALTであるマークを十分に活用しながら、協力しながらそういったところを進めてまいりたいと思っております。

それから、パンフレットの件が出ましたけれども、パンフレットを含めて周知方については努力しておりますけれども、先ほどの答弁にもありましたように、校長の説明責任のもと各学校でさまざまな機会をとらえて地域の方、保護者の方に御理解を賜るべく努力をしていく予定でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。あわせて、ことしの夏休み期間中に各学校における先生方の研修というものを位置づけておりますので、こういった中で先生方もその内容を十分周知し、今後の移行期間に向かってまいりたいということで、各学校の方に指導をしているところでございます。

それから、先ほどございました質問についてお答えさせていただきます。

全国学力テストの結果につきましては、国や県からの通知等もございまして、不開示情報というようなこととなりますので、この件については御勘弁をいただきたいと思いますが、全国に比べた学力がどうなっているかということを知るために、本市の教育研究所の中でNRTという学力テストを実施しております。NRTテストという内容につきましては、どういったものかということになりますけれども、全国でかなりの学校数、対象児童生徒がこのテストを使っておりまして、それぞれの偏差値があらわれるようになっております。

その結果につきましては、教育研究所の方ですべてデータを取りそろえまして本市の学力の状況を分析し、そしてその分析に基づいて対策をとり、各学校で指導を充実するというような形で対応しているところでございますが、各学年とも小学校の2年生から6年生まで、1年生は入ったばかりですので、4月に実施する関係もございまして1年生はその試験をしておりませんけれども、2年から6年生まで、中学校は1年から3年生までの各学年でテストを受けておりますけれども、おおむね全国の標準を上回っているというような状況でございます。今後ともそういった意味でその点に努力しながら、子供たちの学力を十分維持できるように努力してまいりたいと思っております。

こういった一つの学校での教育実践が、どのように子供たちの学力にきちんと身につけているかどうか、ということを検証する手段ということではないかなというふうにお伺いしましたが、実は年度の最初に、今申しあげましたNRTの学力検査を行っておりますが、年度終わり、2月ごろには各学校でCRTの学力検査というものを実施しております。このCRTとNRTの違いはこういったことなのかと

ということになるかと思いますが、NRTテストというのは先ほど申しあげましたように、偏差値が出てくるということでございますので、各教科間の相対的な位置がどういったものであるかと、相対評価を出すものでございます。これに加えましてCRTのテストは絶対評価、到達度を測るテストでございます。

ですから、今この子供たちがどういった理解度にあるかということをもとに最終的な補充指導、あるいは次年度への課題というものを明らかにして、学力の充実につなげようというふうにしておりますので、こういったこと、NRTテストとCRTテスト両方を上手に使いながら、そういった子供たちの学力充実につなげてまいりたいというふうに思っております。

最後になりますが、このたびの学習指導要領につきましても、生きる力の養成というものが踏襲されているというようなことを申しあげました。基礎・基本というものを非常に大事に据えながらも、表に見える学力、一般的に点数化できる、そういった学力もあるわけですが、実はその裏に隠れた、実際には点数にはあらわせないけれども、見えない学力というものもあるというふうに一般に言われております。この見える学力と見えない学力が総合的に結合しまして、生きる力というものができてくるわけですので、そういったものを総合的に養成していくということを目指しております。

そういった意味では、かつてのような詰め込み主義による得点主義的な学習から、ものを探求するという学習の中で、さまざまな力を養成していく学習活動を考えておりますので、そういった誤りのないように十分配慮してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

伊藤忠男議長 国井議員。

国井輝明議員 1問目に対して、また2問目に対しても御丁寧な御答弁ありがとうございました。

いろいろお話を伺いますと、全国の調査以外にもNRT、CRTと年度初め、終わりにそういったテストを受けて調査をされているということで、まず学力に対しての教育委員会として、また学校としてそういった学力の把握というものができ、またそれに対してどのように教育を進めるかという判断基準にもきちんとなるのかなというふうにも思っております。

あと全国の学力テストでも、全国的に見ても本県では標準を上回る能力があるという、高い結果が出ているということにはまず安心はいたしますが、その中でも、東北でもある県では全国1位の学力を取っているということもありますので、本県として、またここ寒河江市で学力をどんどん伸ばしていただいき、将来優秀な人材を寒河江市から輩出していただいきよう教育現場の皆さんから頑張ってもらい、地域住民挙げて頑張っていかなければいけないことだと思っておりますので、その点、今後一生懸命取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

またいろんな御所見をいただきました。大変本市としてというところがなかなか、ちょっと正直見えにくいところはあると思いますが、教育委員会として山形県らしい、寒河江市らしい教育をどんどん推し進めていただいき、この寒河江市から出た、生まれて育った人間がほかの地区でも、都市部に行っても、どこでも大変評価をされるような人間の形成といいますか、性格、人格とすべてにおいて立派な人材を輩出できるような、そういった教育に対しましても一生懸命頑張ってもらい、私からひとつ申しあげておきたいと思っております。

あとちょっと済みません、逆戻りするようですが、英語教育のことも先ほど教育委員長からありまして、ALT、マークですか、今1人で当たっているということですが、このマークに関して、私も大

変高い評価を受けているということは重々お伺いしておりますし、英語学習も来年度から35時間ふえるわけですので、もう1人増員とか増強というような考えはないものかちょっと気になりながらも、そういった何か考えがあるか、そのようなことがもしありましたら、ちょっとお聞きしたいものだなというふうに思いましたが、そういったことを踏まえて、今後の寒河江市の教育を十分にしっかりと押し進めていただくよう、私から要望を申しあげ、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

伊藤忠男議長 教育委員長。

大沼保義教育委員長 御要望ということで、お答えになるかどうかなんですが、先ほどから申しあげているように、教育振興計画がございますが、私ども委員会としては、とにかくこれが絵にかいたもちにならないように、年度当初にその今年度の取り組みというものを具体的につくりました。また、それを年度の最後の方で、来年度のためにどうあるべきかということを検討しております。そういう中で今、國井議員からありましたALTの問題等々もまたいろいろと議論をして、よりよいものにしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

以上でございます。



## 鴨田俊廣議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号 3 番について、8 番鴨田俊廣議員。

〔 8 番 鴨田俊廣議員 登壇 〕

鴨田俊廣議員 おはようございます。

私は緑政会の一員として、また、この問題に関心のある市民を代表し質問をいたします。教育委員長の答弁、よろしく願いをいたします。

それでは通告番号 3 番、学校耐震化の現状について質問をいたします。

近年、本県の周囲には大きな地震が多発しております。主なものとしては 2004 年 10 月の新潟県中越地震、昨年 7 月の新潟県中越沖地震があり、ことしになって 6 月には岩手・宮城内陸地震が、そして 7 月には岩手沿岸北部地震がありました。いずれも震度 6 強以上の規模を持つ大地震でありました。本市でも震度 3 の大きな揺れを経験し、大変不安な思いをいたしましたところでもあります。ことしのこれらの地震において、6 月のは土曜日、7 月のは深夜ということもあり、学校には児童生徒はいないというときでありました。もしもいる時間帯だったら大変な事態になったかもしれないということを感じたのは、私一人ではないものと思った次第であります。

さて、御案内のように、学校施設は児童生徒が 1 日の大半を過ごす活動の場であり、非常災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たすことから、その安全性の確保は極めて重要とされております。中国四川省の大震災での学校施設倒壊による大惨事は記憶にまだ新しいところでもあります。このようなことを見るにつけ、学校施設の耐震化の推進、そして加速化は急を要してきたと思っております。

現在、本市の学校については、昭和 56 年以前に建築された棟に行われている耐震化優先度調査が平成 15 年度及び平成 16 年度に完了したと聞いております。中学校 3 校で 15 棟、小学校 4 校で 9 棟、合計 7 校で 24 棟の優先度調査であります。その結果、優先度ランク 1 が 6 棟、2 が 2 棟、3 が 2 棟、4 が 9 棟、5 が 5 棟となっているようであります。しかしながら、その後の耐震化問題に対する実際的な進展は聞いてはおりません。

ところで、ことし 6 月に地震防災対策特別措置法が一部改正されました。1 点目は公立小中学校等の耐震診断の義務化。2 点目はその結果公表の義務化、そして 3 点目は、若干の条件はつきますが補助率の引き上げであります。この引き上げ期間は、第 3 次地震防災緊急事業 5 カ年計画が平成 18 年から平成 22 年までとなっておりますので、実質今年度から平成 22 年までの 3 カ年の時限措置となっております。重要なことは、この 1 点目、2 点目の義務化の導入であります。そしてこの法律改正を受けて、文部科学大臣、総務大臣、国土交通大臣の 3 閣僚がそろって公立学校耐震化関係者に促進、加速を要請するためのキックオフ・ミーティングを行ったところであります。これらの国の流れを受けて、本県教育委員会も各市町村教育委員会に対して、学校耐震化の推進、加速を要請したところでもあります。

このような状況の中で、本市の小中学校の耐震化診断及び耐震化の推進、加速化に対してどのように考えているのか。またその計画を立てているとすればどのようなものなのか、お伺いいたしまして第 1 問といたします。

伊藤忠男議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午前10時55分といたします。

休 憩 午前10時41分

再 開 午前10時55分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

大沼教育委員長。

〔大沼保義教育委員長 登壇〕

大沼保義教育委員長 学校耐震化の現状についてお答えをいたします。

御案内のように、平成20年6月13日衆議院文部科学委員会委員長提案による地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律が改正され、6月18日施行されたところであります。このことを受けて同日、文部科学大臣の「学校耐震化加速に関するお願い」の報道発表があり、文部科学省より文書で要請がありました。また、山形県が6月30日に開催した耐震化に関する市町村の担当課長会議において、文部科学省の担当官が直接に説明及び要請をしたところであります。

このたびの法改正により、公立小中学校の耐震診断の実施が義務であると定められましたので、早急に事業計画の策定及び事業の実施が求められているところであります。一方、本市では、これまで耐震診断が必要な市の公共施設の中で、小中学校の耐震診断を優先して実施するとしてきたところであります。

このような状況を踏まえた上で、7月25日に寒河江市公共施設耐震化検討委員会で検討していただいたところ、市立小中学校については平成15年度、16年度の2カ年にわたって実施した耐震診断優先度調査の結果に基づいて、優先度1の棟から耐震診断を進めていくという方向になったところであります。優先度1の棟は陵東中学校の校舎2棟、陵南中学校の校舎4棟であります。小学校には優先度1の棟はありませんので、優先度2の棟から西根小学校の校舎1棟、これで合計3校の7棟について今年度中に耐震診断を実施し、耐震化を推進する計画としたところであります。

また耐震化事業を推進するために、平成18年度から平成22年度までの第3次地震防災緊急事業5カ年計画の見直しを行い、今年度から平成22年度までの事業の追加を申し出ているところであります。そしてこのたび、今年度緊急に実施する耐震診断の委託料として1,830万円の補正予算をお願いしているところであります。他の17棟の優先度3、4、5の棟についてもおおむね優先度の高い順番で順次計画的に実施していくこととし、これから具体的な実施計画を策定して、平成27年度までに小中学校の耐震化を完了する考えであります。

以上でございます。

伊藤忠男議長 鴨田議員。

鴨田俊廣議員 教育委員長には丁寧な答弁、まことにありがとうございました。

本市でもこの件に関して、国、県の方針に沿っての学校耐震化が事実上動き出したということであり、今後ともその計画に沿って速やかなる学校耐震化の推進にいくものと、このように思って、また期待をするものでございます。財政上の制約などもあるとは思いますが、ひとつよろしく願いをいたしたいと思っております。

答弁にありましたように、実際今議会からそういうふうな補正になるとは思いませんでした。西根小、陵東中、陵南中ですか、より正確な診断になるようにひとつお願いをいたしたいと思っております。今後も優先度調査に従って、その順に従って、これから順次やっていくということで、それもよろしく願いを

いたしたいと思います。

先日、私ども建設文教委員会で愛知県の岩倉市にこの件で視察に行っていました。岩倉市を含む愛知県は、東海とか東南海地震の影響をまともに受けると想定されているところでございます。岩倉市では、そのため地震のハザードマップの作成や、また小中学校の耐震化での計画及び予算化も示されているところでした。この辺から比べるとよっぽど進んでいるというか、そのような状況のところの自治体でございました。しかしながら、愛知県、岩倉市もそうでございますけれども、最近天変というか大雨による被害はあろうかと思えますけれども、地異すなわち地震というのはまだないということでございます。

だけれども、この山形県を含む東北地方、またその周辺で、最近21世紀になりまして7、8件の大地震が今起きているところがございます。したがって、この辺、東北地方こそ小中学校の耐震化というものをより積極的に進めていかなければならないものと、今このようなことを強く思っている次第でございます。先ほど答弁にありましたように、とにかく順次そういうふうに進めていくということでございます。本市がそういう意味で山形県の小中学校の耐震化、1番に頑張っているというような先頭に立つこと、このように御祈念を申しあげ、またもし補足することがございますれば、ひとつお伺いし、私の質問を終わりたいと思います。

よろしく申し上げます。

伊藤忠男議長 教育委員長。

大沼保義教育委員長 先ほどのお答えのとおりでございます。補足ということは今持ち合わせていないということですのでよろしく申し上げます。

## 高橋勝文議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号 4 番、5 番について、14 番高橋勝文議員。

〔 14 番 高橋勝文議員 登壇 〕

高橋勝文議員 それでは私、通告番号 4 番と 5 番について、以下質問をいたします。

市長の誠意ある答弁を切にお願いいたします。

通告番号 4 番、公立病院改革ガイドラインによる市立病院の改革プランの進捗状況。

公立病院改革ガイドラインが、平成 19 年 12 月 24 日付総務省自治財政局長より通知が出されました。これによって地方公共団体は平成 20 年度内に公立病院改革プランを策定しなければならなくなったようであります。

そこでお伺いをいたします。

一つ、総務省自治財政局長の通知「公立病院改革ガイドライン」によれば、病院事業を設置する地方公共団体は、平成 20 年度内に公立病院改革プランを策定し、病院事業経営の改革に総合的に取り組むものとし、その際、都道府県は各都道府県内の公立病院などの再編・ネットワーク化及び経営形態の見直しについては、市町村と共同してみずから計画、構想などを策定することをも含め、積極的に参加することを強く求められ、また、関係地方公共団体が改革プランを策定する場合は、公立病院経営に知見を有する外部の有識者の助言を得ながら行うことが望ましいとの方向性を示しておりますが、現段階としてその進捗状況をまずもってお伺いをいたします。

2 番目。改革プランは、一つ、経営の効率化、そして再編・ネットワーク化、さらに経営形態の見直しの視点に立って、改革を一体的に推進する基本的な考え方で、対象期間は経営の効率化につきましては 3 年程度、再編・ネットワーク化及び経営形態の見直しにかかわる実施計画部分につきましては、5 年程度を対象として策定することを標準としております。経営の効率化を除く事項につきましては、一公立病院だけの判断では、計画策定が時間的に課題があるとして猶予期間もあるようです。

よって、経営の効率化に絞って伺いをいたします。一つは、市立病院に対する一般会計負担の考え方ではありますが、医療費のうち一般会計などにおいて、費用負担が行われるべきものの範囲につきましてはの考え方及び一般会計など負担金の算出基準、繰り出し基準につきまして伺いをいたします。二つ、経常収支比率、そして職員給与費対医業収益及び病床の利用につきましてはの目標値につきまして伺いをいたします。

19 年度における市立病院の決算書が、本 9 月定例議会におきまして出されました。単年度だけの経営を見ると、市長を初めとして病院事務長や医師、そして看護師などスタッフの意識改革によりまして、19 年度純損失につきましては相当額改善されたようであります。

そこで伺いをいたします。一つは 19 年 8 月から看護職員配置基準、13 対 1 から 10 対 1 に移行して丸 1 年が経過いたしました。看護体制の人的充足は入院患者への安心度向上、そして看護報酬の上昇アップを期する一環として、経営面をも加味してとられた方法と私は判断いたしますが、13 対 1 と 10 対 1、これらを比較した場合、実際の入院患者でどの程度の医療収入増となったのか。

二つ目。医薬分業は本年 6 月から実施されました。薬剤師は入院患者への投薬指導などへと業務が専門化されました。当初、医薬分業による経営面での成果が、入院患者が減少している今日でも期待

されるのか。なお、少しは専門的になると思いますけれども、薬剤師と入院患者の損益分岐点、年間患者数はどの程度になるのか。さらに、入院患者数の減少の原因、その中でも主因は何なのか。仄聞するに麻酔師がいないということも、これにもかかわっているのかをお尋ねいたします。

通告番号5番、農業における産業廃棄物対策と有効利用につきまして、この質問につきましては13年と14年、過去質問し、今回3回目の質問になると思いますので御理解方お願いいたします。

昨年ころから、さくらんぼ雨よけ施設などに使用して産業廃棄物として取引されておりましたポリフィルムなどは処分料0円、もしくは逆有償、キログラム当たり5円で引き取られているように今現在となっております。その理由として、ポリフィルムの原料である化石燃料の高騰のようでありまして、使用済みポリフィルムなどは燃料の一部、そして再生のごみ袋への転用、さらにはプリンターなどに再利用されているようであります。

当市で市民に使用されているごみ袋は、西村山広域事務組合クリーンセンターのごみ袋仕様書によって規定されたものを使用することになっております。家庭系であれ、業務用であれ、ボランティア用であれ、すべてについて仕様書の範囲内で製造されたものが流通されている実態であります。現在、業務用につきましては、袋に「西広ク承認第2号指定袋寒河江西村山地区の農業ハウス用ポリエチレンを再生利用したごみ袋」と、このように記載されたものが現在流通しております。家庭系ごみ袋は袋そのものが証紙でありますので、西村山広域事務組合クリーンセンターではごみ袋本体は入札されております。殊ボランティア袋につきましては、各市町村において単独発注されている実態のようであります。

寒河江営農センターの農業用使用済みプラスチック回収実績を見ると、19年度では117トン、うちリサイクルは104トン回っておるようであります。しかしながら20年度、まだ1回の回収にしかなくておらない中でありますけれども、回収実績は傾向として年々減少しておるようであります。その理由としては、県内外から使用済みプラスチックの回収業者が増加していると、これによるものと判断される中であります。産廃物のポリフィルムも資源の時代に入ってまいりました。生産者が排出する際、汚れが少ないものであれば、再生される製品もコスト低減が可能と製造メーカーの話であります。よって、農家サイドにおきましても意識改革が必要と思えます。

世界経済の中で、化石類はすべからく高騰の一途をたどることになるであろうと、このように推測いたします。リサイクル化をさらに推進するとともに、日本一さくらんぼの里寒河江を標榜する寒河江市において、リサイクルのさらなる情報発信地として、ボランティア袋について、さくらんぼなどで使用済みのポリエチレンフィルムを使用したものを近時に使用する考え方はないのか。また、当市で使用されるボランティア袋について、使用済みポリエチレンフィルムを使った袋を仕様として入札する方法をとれないのかお伺いをいたします。

これで第1問を終わります。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、公立病院の改革プランについての何点かの質問がございました。

公立病院改革プランの策定につきましては、平成19年12月の総務省自治財政局長通知として、公立病院改革ガイドラインが示され、地方公共団体は平成20年度内に、このガイドラインを踏まえた公立

病院改革プランを策定することとされております。御指摘のとおりでございます。本市におきましては、昨年の12月に病院経営の健全化を着実に実施するため、国のガイドラインに基づく公立病院改革プランを先取りする形で、寒河江市立病院経営改革プランを策定し、現在プランに掲げた主要な施策に取り組んでいるところであります。

しかし、国のガイドラインにおける公立病院改革の基本的な考えは、公・民の適切な役割分担のもと、地域において必要な医療提供体制の確保と経営の効率化を図り、持続可能な病院経営を目指すものでありまして、公立病院改革の三つの視点としましては、お話がございましたけれども、経営の効率化、それから再編・ネットワーク化、そして経営形態の見直しが示されておるわけでございます。

この、国のガイドラインを受けた病院改革プラン策定の進捗状況についての御質問でございますが、現在改革プラン策定委員会の設置要綱を検討しておりまして、10月には策定委員会を発足させたいと考えております。改革プランの策定に際しましては、議員がおっしゃるように、ガイドラインにおいて県の積極的な参加や公立病院経営に知見を有する、いわゆる知識とか見識を有するところの外部有識者の助言を得ながら行うことが望ましいとありますので、その趣旨を踏まえて委員の構成を考えていきたいと思っております。

次に、繰出金の考え方についての御質問がございました。

病院事業については、地方公営企業法に定める経営の基本原則を堅持しながら、経営の健全化を促進し経営基盤を強化するため、国において毎年度地方財政計画において、公営企業繰出金を計上しております。このことは、病院事業というものは独立採算制で運営することになりますが、民間病院と異なり不採算と言われる救急医療や高度医療などに要する特殊な経費につきましては、一般会計からの負担金及び補助金の繰り出しルールでございます。

本市の病院に当てはめれば、建設改良に要する経費として、企業債元利償還金の2分の1、ただし平成14年度までは3分の2でございました。それから2番目としましては、救急医療の確保に関する経費でございます。3番目は高度医療に要する経費でございます。4番目は保健衛生行政事務に要する経費でございますし、5番目は経営基盤強化対策に要する経費として、医師及び看護師等の研究・研修に要する経費の2分の1と、それから病院事業会計に係る共済追加費用負担に要する経費等の5項目でございます。これらのことを踏まえまして、本市では繰り出し基準の基本的な考えに沿った額というものを、毎年算定し繰り出していきたいと考えております。病院の経営安定を図り、公立病院としての地域医療の役割を果たしてまいりたいと思っておるわけでございます。

それから、ガイドラインに基づいて策定するところの、改革プランの目標値の設定についてでございます。このガイドラインによる公立病院改革の目的は、公立病院がその地域で担うべき医療を的確に実施していくため、必要な医療機能を整備するとともに経営の改革を進め、持続可能な病院を築き上げることにより、数値目標設定の考え方は経営黒字達成を目指すとしております。経営状況を判断する上で最も代表的な経常収支比率、それから職員給与費対医業収益比率及び病床利用率の三つの経営指標につきましては、必ず数値目標を設定することになっておるものでございます。これら経営指標の数値目標については、市立病院内に検討委員会を立ち上げておりますので、ガイドラインの趣旨に沿って、この三つの数値目標については十分な議論と検討を行い、さらに市の策定委員会に諮り、改革プランの中の1項目として設定してまいりたいと思っております。

次に、看護職員配置の基準、13対1から10対1になりましたけれども、これに関したところの質問

がございましたのでお答えいたします。

看護体系につきましては、昨年策定しました病院経営改革プランで示しておりますが、19年の8月から、御承知のように13対1から10対1に移行しております。このことによりまして、入院基本料1人1日930円の増となります。実数にしますと、昨年8月1日から20年度3月末までに約2,200万円の増収となっております。これを年間ベースで計算いたしますと約3,300万円となりますので、入院収益の増収に結びつける有効な手段と考えております。

次に、医薬分業についての御質問がございましたのでお答えします。

この医薬分業も、昨年策定した経営改革プランで示しているとおり、本年の6月から院外処方を開始したところであります。その成果ということでございますが、薬剤師が行う入院患者の薬剤管理指導料については、入院患者に対して、それぞれ投薬または注射及び薬学的管理指導を行った場合、患者1人につき週1回に限り、月4回を限度としまして1回当たり325点を算定できるというものでございます。今年6月から院外処方になったことに伴いまして、入院患者に対して薬剤師による薬剤管理指導業務が6月下旬からスタートしております。約2カ月を経過したわけでございますが、6月は件数も少なかったものの、徐々にふえてきており、この薬剤管理指導料についても入院患者の診療単価を押し上げるものと期待しております。

次に、入院患者が減少しているのではなかろうかと、こういう御質問でございました。

入院患者数の動向につきましては、1年間の延べ人数を前年度と比較しますと、整形外科1,805名、外科419名増加しておりますが、内科の減少、3,538名でございますけれども、それが大きく、全科では、すべての科を合わせますと1,314名の減となりました。このことは入院患者の高齢化率、65歳以上の方の割合でございますけれども、この高齢化率が高く、比較的若年層の患者は山形周辺の医療機関等に移行しているのではないかと分析しているところでございます。

入院患者数の増加のためには、内科診療が課題となっておりますので、地域医療連携室の機能を充実するとともに、内科医師の奮起を促してまいりたいと考えております。また、常勤医師の安定的な確保が重要であります。常勤医師が手術の分野などで十分にその能力を発揮するためには、以前から麻酔科の専門医師の確保が急務でありましたが、今年7月から毎週水曜日に山大医学部の麻酔科から医師1名を派遣していただいております。手術日があらかじめ確定しているときは、水曜日に限らずその都度来ていただいておりますので、患者にとっては安心して手術を受けられるものと思っており、入院患者もふえていくものと期待しているところであります。

次に、プラスチックの再利用について御質問がございました。お答えいたします。

さくらんぼ雨よけハウス等に使用されている農業用廃プラスチックにつきましては、議員がおっしゃるように、産業廃棄物として処理されております。プラスチックにつきましては、原油高騰以前から資源の再利用という観点で全国的にリサイクルに取り組みされており、いろいろな再生品が製造されているようでございます。

この指定ごみ袋につきましては、その種類及び規格が西村山広域行政事務組合の要綱で指定されておりまして、事業系のごみ袋についても同じ規格で承認されたものが流通されております。御指摘のボランティア袋でございますが、指定ごみ袋と同一の規格のものを管内1市3町で共同で入札して購入しております。地元の農業用廃ポリの再生品に限定しての入札との御質問でございますけれども、現在購入している会社は製造の企業ではなくて販売業者であります。したがって、どこで製造さ

れているのかわからないところでございます。地元の農業用廃プラを原料に限定してとのことでございますけれども、管内のごみ袋に地元の廃プラスチックを利用していることが印刷されておれば、資源のリサイクルという観点から、非常に好ましく利用したいという考えでございますが、量的な問題もあり、そのような条件で製造する会社があるかどうかもわかりません。まずは現在納入している販売業者にこのことを話ししまして、製造元に伝えていただきまして、その結果によりの対応ではないかと思っておりますのでございます。

以上です。

伊藤忠男議長 高橋議員。

高橋勝文議員 第1問に対して誠意ある答弁をいただき、まことにありがとうございます。

それでは、時間を見ながら第2問を行います。

ガイドプラン、改革のプラン関係でまず質問をいたしますけれども、今回の議会で19年度の決算が出ました。さまざま私なりに数字を計算した中で、例えば病院会計に対する繰出金であります。先ほど市長から答弁を願った中でありますけれども、例えば、17年度の決算では2億2,000万円でありました。この数字は国保からの繰出金を除いた数字であります、2億2,000万円。そこで他会計繰入金比率という比率があるようでありますけれども、17年度は9.56、19年度の決算の中では3億7,500万円、比率は17.59、そして20年度の当初予算では3億円でありますので15.10と、このような数字になっているということであります。

そして病床利用率は、これは年延べ入院患者等で病床数などで除する計算になりますけれども、17年度決算では75.4、18年度が64、19年度は61.6、20年度当初予算の中では125床ということで85.6%の病床利用率の中で予算化なされておると。ある本によりますと、経常収支均衡の水準値は病床利用率で74.8、これくらいキープしなせんと均衡とれた経営にはならないと、このような指標があるようであります。

それらを参考にして、目標値が出てくると思いますけれども、さらに職員の給与比率につきましては、17年度決算では55.4、18年度で60.6、19年度では57.49、20年度予算では60.3。この数字は院外処方を行っている病院での数値目標でいきますと59.1%、これが目標値になると、このような指標があるようであります。

そういうことで、だんだん数字を見ていきますと、病床利用率の低さ、そして職員給与比率、これらが高いところに今の病院経営の問題点があるのではなかろうかと、このように私は推測いたします。そして院外処方になりますと、医業収益が下がってくるというような部分で、その医業収益が分母になる計算が大半の指標であるようであります。

そこで2問目質問をいたしますけれども、先ほど市長から一般会計の繰出金について、算出基準、繰り出し基準が答弁なされましたけれども、例えば今の市立病院で一般会計から繰り出すべき金額、大体概算で結構です。先ほどいろんな部分で申しあげたようでありますけれども、大体14項目ぐらいにわたって繰り出しできると、このようなことに私は理解しておりますけれども、その中で一般的に、今の市立病院でどのくらい繰出金が可能なのか、概算で結構ですから、お答えをまずもってお願いいたします。

それから、検討委員会の中でありまして、検討委員会は10月から本格的な検討委員会を開催するということで、知見者、病院関係とか、それからいろんな行政の方からも出た中での委員会設置



ということで答弁ありますけれども、一般の方、一般の市民の代表者がどの程度から、どの時機の方からそういう委員としての構成員として考えているのか。その辺、お答えをお願いしたいと。特に、資料では作成の段階でも、できればその後の経営分析、検討などにも一般の方を交えて検討した方が、より地域医療の公立病院としてふさわしいのではないかと、このようなことも言われておりますので、一般市民の委員会の参加についてお尋ねをいたします。

それから、6月議会で20年度の開発公社の予算、そして19年度の決算が提示されました中で、今現在、約6反歩ぐらいかな、今後継続として約600平米ほど未買収の取得が計画されておるようですが、過般の改革プラン、昨年度12月に出した中で療養型病床、病棟の一部や回復期リハビリテーション病棟導入につきましては今後の検討としたいと、このように資料が出されておりますけれども、これだと現在開発公社で持っている約6,000平米、今後求めようとする約600平米、これと関連して考えているのか、その辺質問をいたします。

そして廃プラにつきましては、先ほど市長の方から、私は非常に前向きな答弁だと、このように理解しております。私もさくらんぼ農家であって、毎年農協の方の、そして市の方でも関与している組織の中に搬入しておりますけれども、本年度、ちょっとその時期を私忘れまして大江町の方に持っていきました。そうしたれば、あなたのポリは非常にまだ汚れていないということで、キロ5円で買うべというような話になって5円で逆有償と、今までのもののタイプの逆有償で取引をした中で、その社長さんと話をまいりました。農家もリサイクルをされるようなスタイルで取引されるような意識改革を、農家みずからが持つというような意識改革、それも必要だろうし、さらにいろんな部分でリサイクルを進め、さらにボランティア袋などは、特に子供と大人が共同で作業する際にそのボランティア袋を使うというケースが非常に多いと、このように私も思っています。

よって、できれば枚数などにもよって単価の高い、低いは出てくると思いますけれども、リサイクル化を進めると、そして子供からも理解をしてもらって全体的な運動展開をやっていくことが、むだのない社会の形成にもつながってくるであろうというような観点から、ひとつ今後とも前向きに、製造と販売業者が違つと、これはわかります。製造業者と入札するわけでもない。販売業者と入札すると、このようになると思いますけれども、できる限り製造と販売、いずれの方に話をかけて、そういう意向だということを伝えて今後取引され、そして広く一般市民の方に使用されるような方向でされることを希望いたします。

以上2問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 何点かの再質問がございました。

まず、この改革プランの策定する委員会の中に民間の有識者、これをどういう方を選任するのかと、こういうことでございますが、今のところ特に具体的には申しあげる段階にはございませんが、医師会等などはまずは入るんだらうと、こう思っております、そのほかにつきましてはどういう方が適任かなということは、いろいろこれから検討させていただきます。

次に繰り出し基準でございますが、20年度の基準額は総務省で出した基準に基づいて20年度計算いたしますと、医業収益の他会計負担金といたしましては、救急医療や医療相談などの保健衛生事業に要する経費としましては、7,987万円になるようでございます。それから医業外収益の他会計負担金として、高度医療や企業債利息に係る経費としましては1億275万円。また、医業外収益の他会計補

助金の方で、今申しましたのは負担金、今度は補助金でございますけれども、他会計補助金としまして医師・看護師等の研究・研修に要する経費や共済の追加費用等に係る経費といたしましては1億2,161万円と、合わせますと3億423万円となると計算しております。これがまず繰り出し基準額になるわけでございます。

次に、土地開発公社で保有しているところの地続きの土地の問題でございますが、昨年の病院経営改革プランの中で、療養型病床や回復期リハビリテーション病棟の導入につきましては、今後の検討課題としておるわけでございます。したがって、新たに増築等を行うものではございませんで、現在の施設内で行うことを前提として今後の課題としたものでございます。今回の改革プランの中に、県立河北病院を含めた西村山地域内の公立病院の広域的機能分担と、効率的な統合再編についての考え方も盛られるのではなからうかなと、こう思っておりますが、これまで開発公社に委託してきたところのこの土地の取得については、現段階ではそのままにして再編課題の推移を見てまいりたいと、このように思っております。

それから、プラスチックについて再度の御質問でございますが、現在は、今までですと産業廃棄物ということで非常に処理に、以前ですと困っておったわけでございますけれども、現在はおっしゃるように、逆に向こうから買い求めてくるというような現状になっておるかと思いますが、だからといってどのようにこれを再利用していただくかというようなことは、やはり必要なことございまして、子供を含めた市民を挙げての意識を盛り上げていただきまして、廃プラというものをうまく活用していくということは、寒河江の農業関係者はもちろんでございますけれども、国家的な観点から見ましても必要なことだろうと、このように思っておりますので、1問でも答弁申しあげましたとおり、いろいろ情報を得ながら検討をしてまいりたいと、このように思っております。

以上です。

伊藤忠男議長 高橋議員。

高橋勝文議員 最後に要望といたしますけれども、病院の改革プランにつきまして、今医師不足が叫ばれておられて、市長も山大的の方に年間に何十回も通って、医師の確保対策に奔走していることも私も承知をしております。

過般、厚生経済常任委員会で宝塚市の病院、これを視察に行つてまいりました。そのときに病院長から、医者は大変だよと、医者は患者を守るのが仕事だと、しかし今いろんな医者、ドクターに対して患者から医療過誤とか、そういう問題が提起されて大変なんだと。医者みずから自分の身を守るといふことも考えて医療行為をしないとだめなんだと、というような話を私聞いてまいりました。

緑政会で過般、北海道の方に視察に行つてまいりました。江別市でありました。行政の視察の内容とは違った中ではありますけれども、その江別市の市報によりますと、平成18年内科医7人が総辞職したと。あそこは12万人ぐらいの市民の江別市だと思いますけれども、記憶によればです。7人の内科医が総辞職したと、こうなれば市側も病院も患者も全く困った事態となるわけであります。

よって、最後の要望になりますけれども、病院の改革プランをつくるに当たって、医者のいろんな意味での身分、これらをも十分加味して、病院の体制が持続なるように医者の身分というか、そういう部分を十分加味した中で作成を願えればなど、このように思っております。

以上で私の質問を終わります。

伊藤忠男議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後 1 時といたします。

休 憩 午前 11 時 54 分

---

再 開 午後 1 時 00 分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 佐藤暘子議員の質問

○伊藤忠男議長 通告番号 6 番、7 番について、15 番佐藤暘子議員。

〔15 番 佐藤暘子議員 登壇〕

○佐藤暘子議員 本日最後の一般質問となりました。

私は日本共産党を代表し、市民の暮らしに直面する以下のテーマについて通告順に質問をいたします。いずれも市民が安心してこの町に住み続けることができるか否かにかかわることですので、市長の誠意ある答弁をお願いいたします。

初めに、雇用促進住宅廃止問題についてお伺いいたします。

雇用促進住宅は1950年代、炭鉱閉山によって離職や移転を余儀なくされた人たちの住宅確保を目的として、雇用促進事業団が建設を始めたものと聞いています。その後、当初の要件が緩和され、仕事と住まいを求める勤労者向けの住宅としてその役割を果たしています。全国で14万戸、35万人が住んでいると言われていています。

ところが、国や雇用促進事業団、現在の雇用能力開発機構は公営住宅の整備が進んできたなどという理由で14万戸の雇用促進住宅を全廃し、取り壊し、民間企業に売却する方針を一方向的に決めてきました。この雇用促進住宅は雇用政策だけでなく、公営、公団住宅と同様に国の公的住宅政策の柱でした。県内にも11市2町に50棟の雇用促進住宅があり、1,245世帯が入居しています。そのうち3棟は19年度以前に廃止が決定されており、16棟が20年度廃止の決定になっています。寒河江市にも高屋に2棟の雇用促進住宅があり54世帯が入居していますが、20年度の廃止決定として挙げられています。

これらの廃止決定は、官から民へという特殊法人改革の中で国の都合で出されたものであり、入居者には何のかかわりも責任もありません。正当な理由もなく、一方向的に退去を迫られている入居者から住むところを奪わないでほしい、廃止決定を取りやめてほしいなどの声が寄せられています。

このような入居者の要望をもとに、山形県内の日本共産党議員団は山形市漆山にある雇用能力開発機構に話し合いを求め、要望書の提出をしてきました。廃止問題について雇用能力開発機構から寒河江市にはどのような話がなされたのか。買収の打診などもあったと聞いていますが、市としてどのように考え、対処されているのか伺います。また、平成15年11月以降に期限付きの定期契約をしている入居者は、まともな説明もないままに今年度中の退去を迫られていると聞いています。

寒河江市の場合、入居者に対しどのような説明、対応がなされているのか伺います。雇用促進住宅に入居されている人たちは低家賃で、仕事をするにも住まうにも、また子供たちの幼稚園や保育所、学校などへ通わせるにしても適した環境としてこの住宅に住み続けているのです。それを一方向的に退去要求をすることは居住権の侵害に当たるものです。入居者の居住の確保や生活環境の維持のために、行政として相談に乗り、支援をしていくべきと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、市税等収納率向上と市民生活安定化への取り組みについて伺います。

同様の趣旨の質問は、昨年12月同僚議員が質問されていますが、市税などの収納率が上がらず、自主財源確保がさらに困難になっている状況のもと、なぜ収納率が低下しているのか、その原因を探り、どうすれば収納率を上げることができるのか、市民の置かれている現状、生活実態を把握し、市民とともに考えていかなければならない課題だと思い、改めて市長の見解を伺います。

初めに、市税等収納率の低下は市民の経済状況の悪化が深くかかわっているのではないかと思うのですが、市長はどのように思われるか伺います。市民税や国民健康保険税、保育所運営費や市営住宅使用料などの収納状況は過去10年間を見ても低下の一途をたどっています。殊に、負担の重い国民健康保険税は収納率が低く、平成10年度の滞納繰越分を含んだ収納率は91.1%となっていますが、11年度には89.7%に低下し、それ以後80%台を低下し続けています。

平成19年度決算審査意見書によれば、平成19年度決算時における国民健康保険税の収納率は80.1%、収納未済額は2億7,500万円、18年度と比較すると収納率は1.6ポイントの低下、未済額で1,900万円の増加となっています。19年度決算資料による市税の滞納繰越額は2億9,700万円、国保や介護保険などの特別会計における滞納繰越額は2億7,400万円となっています。これら税の収納率が年々低下し、滞納繰越額が莫大な額となって市の財政を圧迫していることはゆゆしき事態であり、収納率の向上に努めなければならないことは言うまでもありません。

寒河江市では、職員が一丸となって収納率の向上に力を入れており、成果のあらわれているところも見受けられますが、改善はなかなか困難のようです。収納率の低下となっている原因の一つに、市民の暮らしが非常に苦しくなっていることが挙げられると思います。小泉内閣が進めてきた構造改革路線は労働環境にも大きな変化をもたらし、正規雇用者が減らされる一方、非正規や派遣といった不安定雇用を増大させ、幾つもの仕事をかけ持ちして働いても、生活できる収入が得られないなどの異常な社会現象をつくり出し、貧富の差を拡大させました。

私たちの身の回りにも仕事を失った人や、非正規雇用を余儀なくされた人たちが数多く見受けられ、先行きの見えない、不安定な状況が続いています。さらに、昨年から続いている投機マネーによる原油の高騰は改善される兆しを見せず、ガソリンや灯油の値上げ、さらには食料品や日用品にまで及び、私たちの暮らしをさらに深刻なものにしています。農漁業、運輸などへの影響も深刻で、仕事をすればするだけ赤字がかさむと休業したり、仕事を手控えるといった状態が続いています。

このような経済状況の中、定率減税の廃止、税源移譲による市民税の増税など、実質的な収入はふえないのに、納めるべき税や負担金はふえていくというのが国民の置かれている現状ではないでしょうか。平成9年度から18年度まで10年間の市税収納率を見たときに、9年度の97.9%から徐々に低下して、18年度は93.4%と4.5%の低下、国民健康保険税に至っては、平成9年度の92.4%から平成18年度では81.7%と、10.7%も収納率が悪くなっています。この実態を見たときに、収納率の低下はこういった経済状況、社会状況の悪化と切り離して考えることはできない現象だと思うのですが、市長はどのように考えられるか見解を伺います。

このことを踏まえた上で、収納率をいかに上げていくかが大きな課題かと思いますが、寒河江市の場合、収納プロジェクトをつくって滞納対策に当たっていると伺っていますが、滞納者の実態を把握し、その方たちの生活に配慮した延納、あるいは分納といった指導やアドバイス、また生活の建て直しにつなげていく相談などが大切かと思いますがどのような取り組みをされているのか伺います。

次に多重債務対策について伺います。

市税や国保、公営住宅の使用料、子供の保育料や給食費といったさまざまな料金の滞納をしている人の中には多重債務に苦しんでいる人が多いと言われています。多重債務者の相談に当たっている弁護士会の調査では、その大部分が低収入や収入の減少などによるもので、内容は生活費、教育費の不足を補てんするためなどの理由が40%、ギャンブルでの借金は13%、遊興費は8.5%にとどまり、生

活苦での借金という実態が浮き彫りになっています。

年間3万人を超す自殺者が10年間も続いている原因の中には、多重債務などが原因で自殺をする人が少なくありません。生活を破壊し、命までも失いかねない多重債務者を救う対策が国を挙げて取り組まれています。自治体においても専門職員の配置をして多重債務の相談に取り組み、多重債務の解決とともに滞納の解決にもつなげたという事例が出ています。全国的に弁護士会による多重債務の無料法律相談窓口ができたり、司法書士への相談なども可能になっていますが、寒河江市での多重債務に対する取り組みはどのようになっているのかお伺いいたします。

以上、お伺いして第1問といたします。

○伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、雇用促進住宅に関連した問題でございます。

この雇用促進住宅については、御指摘のように、現在独立行政法人雇用能力開発機構が管理運営しております。平成13年12月19日の閣議決定における特殊法人等整理合理化計画において早期に廃止することとされております。

そんな中で、本市に対し平成17年7月に雇用能力開発機構から西浦地内にある雇用促進住宅高屋宿舍の購入のお願いと、あわせて購入に係る意向調査がありました。それに対して市では、施設は昭和47年の建設であるため大変老朽化が激しく、今後の維持管理に多額の投資が予想されることと、5階建てにもかかわらずエレベーターの設備がないこと、一室が6畳と4畳半の2部屋だけであるなどの理由により、市としては購入の考えはないものとして回答をしてきたところであります。

また、本年2月に雇用能力開発機構から再度の譲渡の願いと、平成20年度末までの譲渡希望がない場合の廃止時期等についての文書を受けております。その中では、平成20年度末までに譲渡希望がない場合は今後民間に売却、それが不調の場合は住宅を廃止していく方針であること、高屋宿舍は平成20年4月からの新規入居を停止する予定であるということでありました。さらに本年6月には、雇用能力開発機構山形センターの職員2人が市に来庁し、再度の購入要請がありましたが、市としましては平成17年7月に回答したとおり、考えは変わらないと申しあげたところであります。

次に、市は入居者ごとにどのように説明しているかとの御質問でございます。

これまで、機構から本市に対しましては、施設の譲り受け希望の有無の照会だけでありまして、現に入居されている方との契約内容とか、あるいは施設の廃止等の課題については、入居者と宿舍を管理運営している雇用能力開発機構の問題であると思っております。

次に、機構より一方的な退去要求などの御質問がございましたが、今申しあげましたように、市に対しましてはこれまで施設の譲渡の願いと、それがかなわない場合は民間に売却、それも不調の場合は施設の廃止をするということでありました。また高屋宿舍の場合は、平成20年4月からは新規入居者を停止する予定であるということだけであり、現在入居している人にいつまで退去していただくかなどは一切聞いていないところであります。したがって、市としましては、機構から今後の情報を聞いた上で相談に乗っていきたくて考えております。

次に、税等の収納率の向上対策等についての御質問にお答えいたします。

社会経済情勢と市税等の収納率の関係についてでございますが、内閣府発表、これは8月28日でご

ございますが、これの地域経済動向によれば、ガソリンや食料品等の値上げで個人消費が落ち込み、鉱工業の生産も緩やかに減少しており、また雇用の状況も依然として厳しい状況となっているなど、地域経済は弱含みと下方修正されるなどの指標が示されております。これらの状況と市税等の収納率との関係であります。社会経済情勢は常に変化するものであり、この情勢の変化に応じて税制度は国の税制調査会において、毎年点検が行われ制度の見直しが行われているものと思っております。

また、税の賦課についても納税者の申告や給与の支払い者が発行する給与支払報告書などの資料に基づいて適正な課税を行っているものであります。個人税の賦課は前年度の所得をもとにして課税しているものであり、当該年度で急激な経済情勢の変化があった場合にはどうしても滞納が多くなるということも事実でございます。さらに、平成19年度は国から地方への税源移譲もあり、大きな要因の一つと思っております。

次に、収納率向上の取り組みについてお答えいたします。

市税の収納率の向上は、財源の安定確保、税務行政に対する信頼性、公平性などの観点から極めて重要な課題でございます。このことにより、平成19年度からは2名の人員増による納税担当職員体制の充実を行い、5月と12月に夜間及び休日も含めた特別納税相談を行って未納者と対話する機会を拡大し、未納者の実態把握に努めるとともに、分納等の納税を督促し収納率の向上に努めたほか、税務課職員全員による電話による納付督促などを行いまして、税収の確保を図ってきたところでございます。また、差し押さえした軽自動車のインターネット公売を初めて行うなどの取り組みを行ってまいりました。また市税を初め、各課等の税外収入金の未納対策としまして、平成18年度から庁内各課長等による市税及び税外収入金整理班というものを組織して対応しておりますが、平成19年度は総合政策課財務室長、市立病院事務長を新たに加えて組織を強化し、臨戸訪問などにより納付督促や相談を行ってきたところでございます。

また、未納者の生活状況や担税力などを把握し、的確に対応していくことが大切でありますので、そのため未納者と対話する機会をふやしていくことを大きな柱として取り組んでおります。具体的には、税務課職員全員による電話催告、納税係の地区担当制導入を図り、未納者と話し合う機会をふやしてきておりますし、特別徴収事業所の拡大や口座振替の拡大などにも努めておるところでございます。さらに廃車になった軽自動車の廃止届け、それから国民健康保険の被保険者が社会保険に加入した場合の喪失届けなどを早期に行うよう指導してまいりたいと考えております。

次に、多重債務についての取り組みについての御質問がございました。お答えします。

昨年4月20日に、政府に多重債務者対策本部が設置され、深刻化する多重債務問題を総合的に解決するため相談窓口の整備強化、セーフティーネット貸付の提供、金融経済教育の強化、やみ金の撲滅に向けた取り締まりの強化等の施策をまとめた多重債務問題改善プログラムが決定され、国、自治体及び関係団体が一体となって実行していくこととされました、御案内かと思えます。

これを受けまして、本市では昨年全国一斉多重債務者相談ウィーク期間内の12月14日に県と県弁護士会、県司法書士会との共催による無料相談会を実施しております。7名の相談者があり、法律専門家による相談を行ったところであります。また、ことし5月には西郡のほかに中山町を含む1市5町及び司法書士、労働者福祉事業団で構成する西村山多重債務対策ネットワークが設立され、お互いに連携を取りながら多重債務者の救済に向けて活動を行っております。

また、本市では毎月1回無料の弁護士による法律相談も行っております。その他にも多重債務に関

する相談は常時お受けしております。多重債務者の救済方法につきましては、その人に見合った手続を検討しなければなりません。例えば調停の申し立てや自己破産、個人民事再生手続などでございます。また過払い金が発見された場合、その返還を求める裁判をする必要があります。このように多重債務の救済には総合的な法的判断が必要でございます。このため市では、相談に来た方に対して内容をお聞きし法律専門家へ紹介、誘導することとしております。

次に広報活動でございますが、ことし2月20日号の市報に多重債務に関する記事を掲載いたしまして、また9月20日号にも西村山地区多重債務対策ネットワークについての記事を掲載する予定でございます。今後福祉関係や納税担当部署とも連携を図り、多重債務者を早い段階で発見し法律の専門家への誘導という方法により、多重債務者の救済に取り組んでまいりたいと考えており、専門職員の配置というようなことまでは考えていないところでございます。

以上です。

○伊藤忠男議長 佐藤議員。

○佐藤暘子議員 第1問にお答えいただきましてありがとうございます。

雇用促進住宅については、市の方では買い取りの打診があったけれども、建物自体が老朽化しているので維持管理費とかエレベーターの設置とか、そういうことをしなければならないので買わないという答えを出されたということなんですけれども、そうなりますと入居されている方が、これからどこに住むのかということが非常に大きな問題になってくるというふうに思うわけです。

この住宅は、雇用能力開発機構と入居者との契約で成り立っているものなので、市では直接的な関係はないということだと思いますけれども、やはり住んでいる方は寒河江市の住民であることに間違いのないわけございまして、こういう方がこれからも寒河江市に住み続けるということも可能性としてはあるわけですので、ぜひ寒河江市としてもさまざまな相談に乗っていただきたいというふうに思います。

雇用能力開発機構では、行政に対しては余り情報を入れないというふうに感じたわけですが、住民に対しての説明会などが行われているのかどうか、そしていつをタイムリミットとして、その明け渡しを要求しているのかとかということが全く伝わってきていないわけですね。ですから、そういう点もやはり開発機構の方と連携をとって説明を受けて、寒河江市としてしっかりそういうことも知っておく必要があるのではないかとこのように思います。そういう情報を得ながら、入居者からの相談があった場合には、それに適切に対処していくというようなことが必要になるのではないかとこのように思いますけれども、その点についていかがお考えか、お伺いをしたいと思います。

それから収納率の問題ですけれども、収納率の悪化による収納率の低下になっているのではないかとこの私の質問なんですけれども、そのことについては政府の方でも下方修正しているというようなことがあったわけで、やはり末端の地方自治体が一番そのことをよく感じているのではないかと私は思うわけです。この間見てみますと、具体的に小学校や中学校の生徒達の給食未納が発生しているとか、また要保護、準要保護の子供たちがふえているというようなことにもこの経済悪化というものが、非常に収納率にも影響を及ぼしているのではないかとこのように感じているわけです。

そのことを踏まえまして、私は滞納している方々の専門的な相談を受ける職員を配置すべきだということに思っているところです。昨年12月の議会でも石山議員が収納相談課というものを設けてはどうかという提案をされておりますけれども、そのときも係を2名増員して、課全体挙げて収納率向



上のために今頑張っているのだから、そういう体制でいきたいというふうに市長はおっしゃいました。ですけれども、やはりなかなか滞納している方というのは、心を割って自分たちの家庭の内容までもさらけ出して相談するというにはなかなかいかないというふうに思うんです。そしてまた、職員の方たちもそう一人一人にそこまでかかわって、細々としたところまで相談を受けるという体制にもなっていないというふうに思うわけです。

ここに私、「国保新聞」という新聞を持っていますけれども、この新聞には滞納者の自立のための支援をして、資力の回復をさせて立ち直らせて、そして収納率も回復していったという記事が載っているわけですが、これによりますと、これは沖縄県の浦添市というところの状況を書いている記事なんですけれども、浦添市というところは、寒河江市よりも人口的にも被保険者の数でも大変多いところなんですけれども、やはり収納率が低下して困っていたということで、今、寒河江市が行っているようなことを12年ぐらい前からやっていたと。

だけれども、なかなか収納率が上がらない。では何とかこれを解決するためにどうするかということで差し押さえなどもやったんだそうです。差し押さえした結果は収納率が一時的に向上したと。だけれども、次の回からはまた同じように滞納が出てくると。これはやはり根本的なところを改善しなければ、この滞納というのは繰り返し起こってくるものだというので、その課全部挙げまして、ではどうするかと。とにかく相談活動を徹底的にやろうということで、これまで臨戸訪問していたパートさんとか、嘱託の職員の方10名ほどおったそうですけれども、その方たちも相談をする相談員に回したというようなことなんです。

滞納を、税金を納めてくださいというようなことで話をしてもなかなか相談には乗ってこない。資力回復の相談に乗ります、あなたの生活を立て直すための相談に乗りますからどうぞ来てくださいと、そういうような呼びかけをすると、姿勢が全然違うということなんです。そういう方たちの相談に対しては、本当にきめ細かい相談をしております。仕事のない方に対しては、ハローワークの再就職プランナーというところと契約をしていて紹介をしたり、多重債務に陥っている人については弁護士につなげてやると。その際には、ただ住所を教えてそこに行きなさいというだけではなくて家計表というものをつくらせると。何にどれだけ使ったか、家計簿的なものをつくらせたり、あとは債務報告書、どこからどれぐらいのお金を借りているというようなことまで書かせてそれを準備させると。

また、子供の学資のためにサラ金からお金を借りている人に対しては、こういう利子の高いところではなくて、社会福祉協議会には学資資金というのがあるんだよと、そういうことを紹介してやるとか、あとは確定申告のやり方がわからなくて、高い税金を払っている方がいるという方には申告の指導をすると、そういうふうに本当にきめ細かな相談に乗って、その人の生活が立ち直るような、生活自体を立て直す、そういう相談をやっていると。そういうことが多重債務の解決につながって、過払い金が出たものを滞納していたものに回して滞納が解決したというようなことが出ているわけです。

これは、一般的にやろうとすれば非常に大変な問題だと思います。多重債務者というのはいろいろな問題を抱えておまして、なかなか口に出してそういうことを言わない。また、本当に信頼がおけるような人にでなければそういうことを話さないというようなこともありまして、それは大変一筋縄ではいかないことだというふうに思うのですけれども、でも寒河江市がやっている今の体制で、そういうこれからの滞納をなくして解決していくことができるというふうに市長は考えていらっしゃるかどうか、そのことをお尋ねをしたいというふうに思います。何か別の対策をしなければ収納率の向上

は図れないのではないかとということをお考えか、その点お伺いをしたいと思います。

それから、多重債務についても同じことが言えるというふうに思います。多重債務対策が今、国を挙げて行われておりますけれども、やはりさまざまなところとネットワークを組んで、今の市長の答弁にもありましたけれども、西郡1市4町の中に中山町も加えたところの、西村山の多重債務対策のネットワークをつくることにしたと。毎月1回法律相談をするというようなことがありましたけれども、やはり多重債務の相談をつなげていくにしても、そのコーディネートといいますか、それを窓口で受け取っているいろいろなところに相談をしてあげたり、つなげてあげたり、その個人の知りたい情報を教えてあげたりとか、そういうふうにする人がいなければ、なかなかこれも進まないというふうに思うんです。

そういう点で、私は専門的な職員といいますか、相談員の配置をすべきではないかというふうに考えているところですが、2問その点お伺いをしたいというふうに思います。

○伊藤忠男議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 雇用促進住宅のことをございますけれども、これまでの経過につきましては、先ほど申しあげたとおりでございます。ですからもっと私の方としましては、雇用開発機構の本音というものを具体的に私は聞きたいと、こう思っております。そうでないと入居者に対してどんな話しているのか、そういうことはないんでございまして、ただ買って来て、買って来ない場合には民間に譲渡しますよと、そうでなければ廃止しますよと、そういう一片の通達を出して来たり、あるいは担当職員が来ました。

もっとう、詳しい話をやるチャンスは私を持ちたいと思っておりますし、今後ともそういう機構の方に対しましては、そういう申し入れをして話を進めなくてはならないと、こう思っております。ただ、そうでないと議員からおっしゃるように、何だか、市が何か問題にしないでほしいみたいなことを言われましては全く迷惑な話でございまして、ですから機構ともっともっとう話をつないでいて、具体的な対応というものをしないでほしいと、このように思っております。

それから、税の未納者の問題でございまして、要は専門の対策員というようなものを強化しなくてはならないのではないかと、こういうことのお話でございまして、先ほども、あるいはこれまでも申しあげましたとおり、2名はふやしておりますし、それから税務課のみならず、ほかの課との合同したところの整理班というものをつくってお互いに情報を交換しながら、ただ税だけの問題ではございません。税外収入等々の関連があるわけでございますから、お互いに連絡を密にして、あなたのところの未納者というのはどのような方ですか、こちらの方の税外収納の未納者というのはどのような方ですかと、そういうことを通じまして、そういう未納の方に対しましては、市全体としての対応をとっていきたいと思っておりますし、これからもやっつけていこうと思っております。

ただ、やはりこれは社会経済情勢が非常に厳しくなったということもございまして、税なりあるいは税外のものに対するところの納めるという、あるいは納めなくてはならないという意識が、私は少し問題が出てきておるのではなかろうかなと、このように思っております。

したがって、そういう方に対しましては、本当に苦しい方とそうでない方というものを、やはり考え直していただくようなことをしないでほしいと思っております。本当に苦しくて生活が楽でないような方に対しましては、これは十分相談に乗って、1問で申しあげたところの対応、分納で

あり、あるいはいろいろな対策を教えてあげたりしまして、考えておるわけでございますけれども、担税力があって納めないような方につきましては、私の方としましては県と協力をしながら一体となりまして、いわゆる差し押さえとか滞納処理という問題のことを勉強しておるわけでございますので、いろいろなその人にあったような対応というものをしながら、大切な税源なり、あるいは税外収入というものを上げていかななくてはならないと、このように思っておるところでございます。

それから多重債務でございますけれども、やはりこれも相談窓口というのは今、市民生活課の方でいろいろ検討してやっておるわけでございますけれども、実際にその方のどうするかということになりますと、うちの職員ではこれはやり切れない問題でございますので、1問でも申しあげましたとおり、弁護士とか法律家とか、そういう方に紹介しておるわけございまして、こういう事例はこういう方をお願いするとか、あるいは私の方から紹介してあげるとか、そういう方法をしておるわけございまして、いろいろその多重債務に悩んでいる方というのは非常に難しいネットといえますか、そういう中のがんじがらめになっている方もいらっしゃるわけでございます。

それをひもといて、片付けていくということになりますと、やはり専門の方に負わなくてはならないと、このように思っておりますので、そういう相談の窓口というものを広げまして、そしてたくさん、たくさんと言っては何ですけれども、そういう方に来てもらいまして、それを法律の専門の方につないでいこうと、こういうことでやっていこうと思っております。

以上でございます。

○伊藤忠男議長 佐藤議員。

○佐藤暘子議員 雇用促進住宅の問題ですけれども、市長が情報がなかなか入ってこないと、寒河江市が悪いもののように言われているのではないかというようなことがありましたけれども、私は決してそうは思っておりません。と言いますのは、入っている入居者に対してもきちっとした説明がなされていないと。ただ何月以降は退去してください、それからこれは15年度以降ですか、この契約はあと2年限りですよというような、そういう紙一片で人の生活を左右するような、そういう通達がなされているだけだということで、入居している方も非常に怒っているんです。こんな冷たいことがあっていいのかということで怒っているわけです。

ですから、共産党の国会議員団も厚労省と懇談をしましてその申し入れをしたんですね。そしてとにかくきちっとした説明をしてくれということで、全国700カ所にある雇用促進住宅の関係者と説明をきちっとして、その後に契約の更新などをしていくというような約束をさせたんですけれども、でも廃止をするというわけではないんですね。ですから、必ず寒河江市にある雇用促進住宅についても、退去してくれという通知が入るかというふうに思います。ですから、入居者に対するきちっとした説明、今後の対応についてどう思っているのかということ、市当局としても雇用能力開発機構に対して申し入れをしていくと、十分な説明をしてほしいということをお願いしていくこともひとつ大事なことでというふうに思います。

これは、やはり入居している人たちを守るということになるというふうに思うんですね。ただ、雇用促進能力開発機構の方との関係だけでは済まないというふうに思うわけですので、ぜひ確実な情報を得られるような、こちらの方からも働きかけをしていくというふうをお願いをしたいというふうに思います。

それから収納対策についてですけれども、今非常に大変な状況だというふうに私も思っております

し、これからもこういう状態が続くのだろうなというふうに思っているところです。ですから相談活動をするということが今非常に大切なことではないかというふうに思います。

庁内には、整理班というものを設けて庁内のネットワーク化をして、どこにどういうふうな滞納があるというようなことを一括してつかんでいると、そしてこの課が滞納している人に対してアタックをして、徴収を求めているというふうなことがあったわけですがけれども、やはり税を徴収することは非常に大切なことではありますけれども、やはりその滞納に至っている人たちの状況に心を寄せていくと、温かい気持ちでそういう人たちの相談に乗ることが、非常に今大切なのではないかというふうに思います。なかなか徴収だけでは心を開かないというふうに思うんですね。

ですから私は、何度も申し上げますけれども、収納課というのが、課として設けるということは非常に大変なことがあるのかと思いますけれども、嘱託の職員でもいいと思うんです。そういう職員の方を配置して、例えば行政を退職された方とか、そういう経験のある方とか、そういう相談活動に適している人をお願いをして、そういう相談の窓口に座ってもらうと、そしていろいろな相談事にも対応するし、また滞納している方のところに個別に訪問をして、そういう人たちの生活実態などもつぶさに聞いていろいろな悩みに、相談に乗るというような、そういう体制をとるべきではないかというふうに思うんです。

それから滞納している人たちの、税を納めなければならないという意識が低下しているというふうに市長はおっしゃいました。確かにそういう一面があるというふうに思います。支払う能力があって払わないでごまかしているという人はもう論外なんですけれども、そういう方については強制徴収というふうなやり方もあると思います。ですけれども、納税の意識を育てていくということもこれからの課題だというふうに思うのですが、ひとつ若い人たちに対して多重債務に陥らないとか、そういう教育をしていくということも一つ大きな仕事ではないかなというふうに思います。

私、この多重債務のシンポジウムが山形であったんですけれども、そのときに出席をして資料をいただけてきましたけれども、その資料の中には、県内の司法書士会の方たちが高校生とか中学生を対象にしてそういう講演なども行っているんですね。その中には、司法書士会の方の講演で寒河江高校の農業校舎の生徒さんたちが、学校で受講をしているというようなことも書いてありました。ですからやはり、教育の中にもそういうものを取り入れていくということも一つの方法ではないかというふうなことを考えております。

また、多重債務に陥った人たちの解決をしたとしても、その後のフォローというものも大切になってくるというふうに思います。そういうことを繰り返す人も中にはいるわけですね。ですからその人たちの生活の姿勢そのものを改善していかないと、この多重債務というのはなかなか……。

- 伊藤忠男議長 佐藤議員に申し上げます。残り時間5分を切りましたので、質問の要点を申しあげてください。
- 佐藤暘子議員 そういう多重債務者のフォローの問題、それから若い人たちの教育の問題、その点について、いかがお考えか伺います。
- 伊藤忠男議長 佐藤市長。
- 佐藤誠六市長 開発機構の方につきましては、十分私の方からも申し入れをして、情報を入れてもらう。そして入居者に対するところの対応というものに対してどう考えているのかと、そういうものをただしてまいりたいと、このように思っております。

それから徴収という言葉でございますけれども、今は「徴収」というような言葉は余り使いません、本当に。「納税、納入者」と言っております、あくまでも自主的な意欲の中から納めてもらうという気持ちで、うちの職員の気持ちから変えておるわけでございます、市といたしましても、先ほど、職員の組織の対応というようなこともやっておりますし、また前から主幹というものを置いて納税ということ、あるいは納付というものについての対応は十分にやっていきたいと思っております。

それからこの多重債務、制度のPRといえますか、そういうことでございますけれども、先ほども申しあげましたけれども、総合的な法的判断というのが必要なわけでございますので、単に融資のPRというようなこともさることながら、弁護士等の法律の専門家への誘導というようなものにも力を入れてまいりたいと、このように思っております。

それから若い方たちの金銭教育、これはやはりそのとおりだと思います。本市におきましては、毎月20歳になる方に対しまして、消費者被害やあるいは多重債務に陥らないようなパンフレットを送っております。ただ、でも19歳から20歳になったから何もすぐ変わるわけではございませんけれども、やはり20歳になったときの責任といえますか、成人としての責任というものを自覚させるためにもパンフレットを送っておるわけでございますけれども、そういうパンフレット1枚で私は事足りると、このようには思っておりません。それにおきましては、もっともっと多くの生徒たちにも啓発を強化していかなくてはならないと、このように思っております。話になりました出前講座というようなものも十分対応していきたいと、このように思っております。

それから、消費生活センターが県にあるわけでございますけれども、そういう方との連携もとりまして、消費生活上の問題等とか、あるいは対処法につきましても啓発事業というものをやっていきたいと、このように思っております。何にしましても関係機関なり、あるいは関係者との連携というものが大切なわけでございますので、それらをなお一層十分生かしながら対応してまいりたいと、このように思っております。

以上です。

散 会 午後2時00分

○伊藤忠男議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。  
大変御苦労さまでした。